

医療安全管理指針

MTD008 - 01

第 1.0 版

2012 年 4 月 1 日

医療法人福寿会

メディカルトピア草加病院

患者安全対策委員会

©2012 医療法人福寿会 メディカルトピア草加病院

改定履歴

発行日 改定日	改定 版番号	変更内容	作成	確認	承認
2012/04/01	1.0	初版作成 (新規作成)	患者安全 対策委員会	藤岡丞	金平永二

本文書は、非営利目的である場合に限り、引用・再配布・送信を認めます。
 ただし、営利目的の場合は、事前に文書で申請し承認を受けなければなりません。
 いずれの場合も、当院が著作権を放棄することはありません。
 本書に掲載されている会社名、製品名は、それぞれ各社の商標または登録商標です。

目次

1. 総則	1
2. 医療安全管理指針	1

医療安全管理指針	V1	文書番号 MTD008-01	頁 1/1
----------	----	-------------------	----------

1. 総則

この指針は、メディカルトピア草加病院（以下「当院」という）において適切な医療安全管理を推進するために必要な事項を定める。つまり、医療事故を防止し、安全かつ適切な医療を提供する体制を確立することを目的とする。

2. 医療安全管理指針

1 組織と体制の整備

当院では、医療安全管理のために組織運営の責任者である病院長を中心とし、以下の医療安全管理体制を敷くこととする。

- 1) 患者安全対策委員会
- 2) 危機管理委員会

2 医療に係る安全管理のための職員研修の実施

当院は、職員の医療安全文化醸成を目的として院内研修の企画や外部研修の参加を推進する。

- 1) 患者安全対策委員会は、教育・研修会の開催日時、出席者、内容を記録し、出席状況を教育研修委員会へ通知する。

3 医療問題発生時の報告・対応

報告制度の目的は個人責任の追及ではなく、報告された医療問題の原因解明と再発防止対策の作成に有用な情報を収集することであり、医療問題を報告した者に対しては、これを理由に不利益となる処分を行わない。

4 患者相談窓口の設置

当院に寄せられる患者の苦情等について迅速に対応するとともに、患者の意見や期待を当院の医療安全管理に積極的に活用および反映させるため、患者相談窓口を設置する。

5 患者との情報共有

患者との情報共有に努め、診療録の開示請求があった場合は、診療情報の開示に関する規程等に基づき対応する。

6 本指針の見直し・改正

定期的に本指針の見直しを実施し、必要に応じて改定を行う。

*年1回の見直しを実施する。